## 取組概要

職員に負担が大きい国会対応業務について、課全体(16人)のワークライフバランスを推進するため、国会待機の「当番制」(※)に取り組んでいる。当初「何かあったらどうするのか」という声も出たが、大きなトラブルは起きていない。

※ 勤務時間外の国会対応 (待機・質問レク・答弁作成・協議等) はすべて一人でやりきることとして いる (課長と当番以外の課長補佐は当番が作成した答弁をメールで確認。)。

また、国会対応業務以外にも、日中に集中して効率的に業務を行い、20 時までに退庁するためのルールとして、「20 時退庁に向けたワーク・ルール」(※)を設定した。7・8月は法案(女性活躍推進法:8/28 成立)に係る対応があったものの、20 時退庁率が7/1:57%、7/29:71%、8/26:79%であり、課内全体に効率的な業務の進め方が浸透したと認識している。

## ※ 具体的には以下のとおり

- ・20 時以降に超過勤務をする場合の具体的な事前手続の明確化
  - →17 時までに課長補佐に相談し、各補佐が班内の超過勤務の必要性について課長の 了解を得る。
- 作業着手前にまず相談
- →上司と成果物のイメージ、作業目安時間等をすり合わせてから作業に着手する。
- ・メール処理時間の目安設定
  - →メールチェックを随時行うのではなく、1日合計 45 分(100 通程度)を目標とし て、頻度、目標時間を決めて実施する。
- スピーディーなやり取り
- →対面ありきではなく、電話やメールによる資料送付等で済ませられないか考える。



など

「20 時退庁に向けたワーク・ルール」

## 講評

国会対応を含め、業務を効率的に進めるためのルールを項目ごとに具体的に定めた点を評価